



長野県報

3月6日(木)
平成26年
(2014年)
第2553号

目 次

告 示

| | |
|---|---|
| 生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課） | 1 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課） | 2 |
| 生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課） | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課） | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課） | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課） | 3 |
| 県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱の一部改正（廃棄物対策課） | 4 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課） | 4 |
| 解除予定保安林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課） | 4 |
| 公共測量の終了（2件）（建設政策課） | 5 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課） | 5 |

公 告

| | |
|---------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課） | 5 |
| 一般競争入札（2件）（情報公開・私学課） | 5 |
| 争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課） | 6 |
| 県営土地改良事業の工事の完了（7件）（農地整備課） | 6 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課） | 7 |
| 一般競争入札（2件）（人材育成課） | 7 |
| 一般競争入札（高校教育課） | 9 |

告 示

長野県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|------------------------|------------|
| みよたファミリークリニック | 長野県北佐久郡御代田町御代田4106-123 | 平成25年12月1日 |
| 三協ファーマシーこさと店 | 長野県上田市古里字堂前1930-3 | 平成25年12月1日 |
| 大瀬木たぐち歯科 | 長野県飯田市大瀬木290-1 | 平成25年11月1日 |

| | | |
|-------------|-----------------|------------|
| スクエア薬局駒ヶ根店 | 長野県駒ヶ根市赤穂1362-4 | 平成25年11月1日 |
| まつい薬局 | 長野県中野市金井893-5 | 平成25年12月1日 |
| 村山医院 | 長野県安曇野市穂高4599番地 | 平成25年12月1日 |
| スマイル歯科クリニック | 長野県安曇野市豊科5024-2 | 平成25年11月1日 |

地域福祉課

長野県告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------|--------------------|-------------|
| 東野医院 | 長野県上伊那郡辰野町平出1985-2 | 平成25年11月13日 |
| マルケー薬局 | 長野県松本市梓川倭532-1 | 平成25年12月10日 |
| 医療法人仁松会松尾内科小児科 | 長野県上田市常田二丁目19番8号 | 平成25年11月30日 |
| スクエア薬局駒ヶ根店 | 長野県駒ヶ根市赤穂1362-4 | 平成25年10月31日 |
| 村山医院 | 長野県安曇野市穂高4599 | 平成25年11月30日 |

地域福祉課

長野県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

1 施術者

| 氏 名 | 住 所 | 指 定 年 月 日 |
|-------|------------------|-----------|
| 鎌原 雅和 | 長野県千曲市大字戸倉2075-1 | 平成26年1月1日 |

2 施術所

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|--------------------|-----------|
| 稻里接骨院 | 長野県長野市稻里町中氷鉋998番地1 | 平成26年1月1日 |

地域福祉課

長野県告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 指定した年月日 |
|---------------|-----------------------|-----------|
| ふたば本町薬局 | 茅野市本町東3-5 | 平成26年1月1日 |
| 三協ファーマシーこさと店 | 上田市古里字堂前1930-3 | 平成26年1月1日 |
| クスリのアオキ三本柳薬局 | 長野市川中島町四ツ屋辺屋新田1040番35 | 平成26年1月1日 |
| りんどう丹波島薬局 | 長野市丹波島2丁目10番地12 | 平成26年1月1日 |
| 真誠堂薬局 | 伊那市中央4842 | 平成26年1月1日 |
| コバヤシ薬局 | 上田市上丸子1596-3 | 平成26年1月1日 |
| 丸の内訪問看護ステーション | 松本市島立674番1 | 平成26年1月1日 |

健康長寿課

長野県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

| 変更前の医療機関の名称及び所在地 | 変更後の医療機関の名称及び所在地 | 変更した年月日 |
|-------------------------------|-------------------------------------|------------|
| インターファミリー薬局 上伊那郡南箕輪村8780-1 | 薬局 マツモトキヨシ伊那インター店 上伊那郡南箕輪村8780-1 | 平成25年12月1日 |

健康長寿課

長野県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 辞退予告期間終了年月日 |
|------------|--------------|-------------|
| 有限会社ひまわり薬局 | 長野市若里3-10-40 | 平成25年12月19日 |
| コバヤシ薬局 | 上田市上丸子1596-3 | 平成25年12月31日 |
| 真誠堂薬局 | 伊那市中央4842 | 平成25年12月31日 |

健康長寿課

長野県告示第126号

県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱（平成3年長野県告示第246号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

第2条第4号中「第14条第4項」を「第14条第6項」に、「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改める。

第3条第1項中「あらかじめ排出事業場及び」を「その搬入を開始する日の15日前までに、」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 次号に規定する場合以外の場合にあっては、排出事業場ごとに次に掲げる事項

ア 排出事業場の名称及び所在地

イ 県内において最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の種類、性状及び量

(3) 排出事業場が工事現場である場合にあっては、次に掲げる事項

ア 排出事業場がある都道府県名

イ 排出事業場がある都道府県ごとに県内において最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の種類、性状及び量

第3条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第2項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前号まで」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第4条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第6条第1項中「又は第9号」を「、第2号のア若しくはイ（県外産業廃棄物の量に係る部分に限る。）、第3号のア若しくはイ（県外産業廃棄物の量に係る部分に限る。）又は第8号」に、「遅滞なく」を「その日から30日以内に」に改め、同条第2項中「第3条第1項第3号、第4号、第5号又は第8号」を「第3条第1項第2号のイ（県外産業廃棄物の量に係る部分を除く。）、第3号のイ（県外産業廃棄物の量に係る部分を除く。）、第4号又は第5号」に改める。

廃棄物対策課

長野県告示第127号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字富草4600の1から4600の3まで、4602の1、字新野3726の9、3726の162、3726の164、3726の258、字西條1103の1から1103の7まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字富草4600の1から4600の3まで、4602の1、字新野3726

の164、3726の258、字西條1103の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第128号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢14536の5・14536の7・14536の9・14536の14から14536の20まで・14536の23・14536の24・14536の26・14536の29・14536の30（以上15筆国有林）、14536の22、14536の25

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第129号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村大字神城字セイド14087の11（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第130号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の590
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第131号

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（1/2,500都市計画基本図）
- 2 作業期間
平成25年9月9日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第132号

木曽町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間
平成25年9月12日から平成26年2月7日まで
- 3 作業地域
木曽郡木曽町

建設政策課

長野県告示第133号

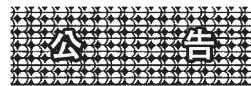
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
岡谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画道路事業 3・5・17号 東町線
- 3 事業施行期間
平成16年3月22日から
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成21年長野県告示121号の事業地のうち、長野県岡谷市字往還下及び字赤羽根を除く。
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人C o C o
- 3 代表者の氏名
井口昌一
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡辰野町大字赤羽265番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主として上伊那地域の障害者に対して、生活自律支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
地方事務所、市町村等へ発送する荷物のこん包及び運搬業務
 - (2) 役務の特質